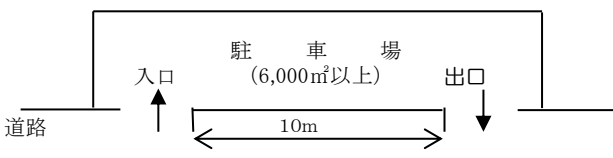
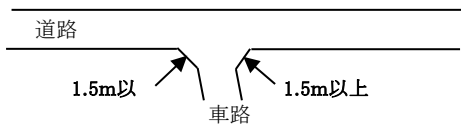
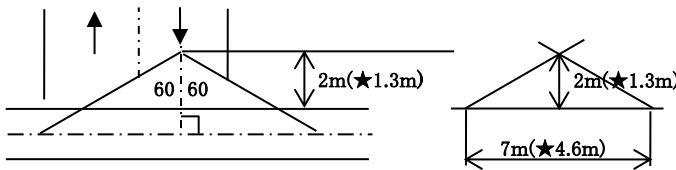
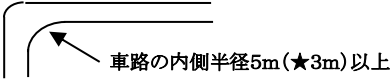



路外駐車場の構造・設備及び届出に関するチェックリスト（１）

提出年月日	年 月 日	提出区分	新規・変更・事前相談			
供用開始予定	年 月 日	前回提出年月日	年 月 日			
駐車場の名称						
駐車場の位置						
駐車場管理者						
住所						
区域の面積	m ²	構造	平面式	形式	1 自走式	
駐車場の用に供する部分及び車路の面積	m ²		地下式		2 機械式	
	m ²		立体式			
一般公共の用に供する面積・駐車台数合計			(内二輪)m ²		(内二輪)台	
建築物でない部分の面積・駐車台数			(二輪)m ²		(二輪)台	
建築物である部分の面積・駐車台数			(二輪)m ²		(二輪)台	
路外駐車場届出書提出の有・無の判定	1 道路の路面外に設置される駐車のための施設であって、一般公共の用に供され、かつ、駐車のために供する部分の面積が500m ² 以上であるもの			駐車場法の技術基準の遵守が必要		
	2 1に該当するもののうち、都市計画区域内に設置され、料金を徴収するもの			駐車場法第12条等の届出が必要		
根拠法令等	法令の規定による設備の基準				判定	備考
設置届出書 法第12条	① 設置届出書（鏡の部分） 各2部 ② 地形図（案内図） 縮尺1/10,000以上（1/1,500以上） ③ 平面図 縮尺1/200以上 a 路外駐車場の区域 b 路外駐車場の自動車の出口・入口、自動車の車路その他の主要な施設（建築物の内部にあるものを除く。） c 路外駐車場の付近の道路並びにその道路内の駐車場法施行令第7条第1項に規定する道路の部分（バス停、横断歩道、交差点等）、橋及びトンネル ④ 建築物である路外駐車場の場合 縮尺1/200以上 a 各階平面図 b 立面図及び断面図（各々2面以上） c 詳細図（屈曲部、傾斜部） d 照度計算書（令第13条） e 換気計算書（令第12条） ・ 設計者の氏名・住所・電話番号を位置図（右下すみ）に記載			合・否 合・否 合・否 合・否 合・否 合・否 合・否 合・否 合・否 合・否 合・否 合・否 対象 外・内 合・否 合・否 合・否 合・否 合・否 合・否		
管理規定届出書 法第13条	① 管理規程届出書（鏡の部分） 共用開始後10日以内届け出 2部 ② 管理規程 2部 （定めるべき事項） 1 路外駐車場の名称 2 路外駐車場管理者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所） 3 供用時間に関する事項（休業日、開始・終了の時刻を定めている） 4 駐車料金の額は、上限額をもって定めている（施行規則第2条第2項） 5 路外駐車場の供用契約に関する事項（駐車する自動車の滅失・損傷に係る損害賠償条項あり） 6 その他（施行規則第3条） ・ 構造上駐車することのできない自動車 ・ 駐車場の業務に附帯して行う燃料販売、自動車の修理等の業務の概要			合・否 合・否 合・否 合・否 合・否 合・否 合・否 合・否 合・否 合・否 合・否		
所轄警察署協議	所轄の警察署との協議が了している。（議事要旨添付） （ 年 月 日 警察署 課と打合せ済み）				指摘 有・無 合・否	

<p>出口・入口</p> <p>施行令第7条</p> <p>(★数値は、特定自動二輪車専用駐車場の場合適用)</p>	<p>1 出入口設置位置 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂、トンネルなどには設置されていないこと。</p> <p>(1) 交差点の側端又は道路の曲がり角から5m以上であること。 (2) 横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後から5m以上離れていること。 (3) 安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後から10m以上離れていること。 (4) 乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から10m以上離れていること。 (5) 踏切の前後の側端からそれぞれ前後に10m以上あること。 (6) 横断歩道橋（地下横断歩道を含む。）の昇降口から5m以上離れていること。 (7) 幼稚園、小学校、義務教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園、保育所、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から20m以上離れていること。（当該出入口に接する柵の設けられた歩道を有する道路及び当該出入口に接する歩道を有し、かつ、縁石線又は柵その他これに類する工作物により車線が往復の方向別に分離されている道路以外の道路にあっては、当該出入口の反対側及びその左右から20m以上離れていること。） (8) 橋（橋上でないこと） (9) 道路幅員 m（6m以上であること） (10) 道路縦断勾配 %（10%以下であること）</p> <p>※ 施行令第7条第2項により国土交通大臣が認める場合の緩和規定あり （国土交通大臣認定が必要） (1) 前項第1号イに掲げる道路の部分のうち、次に掲げるもの イ 交差点の側端又はそこから5m以内の道路部分 ロ トンネル ハ 安全地帯の左側およびそこから10m以内の道路の部分 ニ 乗合自動車の停留場の標識柱から10m以内の道路の部分 (2) 橋 (3) 幅員が6m未満の道路</p> <p>2 前面道路が2つ以上ある場合、自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けること。</p> <p>3 駐車場の用に供する部分の面積が6,000㎡以上の場合、出口と入口を分離し、かつそれらの間隔を道路に沿って10m以上とすること。</p>  <p>※ 前面道路に中央分離帯等がある場合は、適用外とする。</p> <p>4 出口又は入口において、自動車の回転を容易にするため必要があるときは、隅切りを設けること。この場合において、切取線と自動車車路との角度及び切取線と道路との角度を等しくし、かつ、切取線長は、1.5m以上とすること。</p>  <p>5 出口の構造は、当該出口から2m（★1.3m）後退した車路の中心線上1.4mの高さにおいて、道路の中心線に直角に向かって左右それぞれ60度以上の範囲内において、歩行者を確認（視認）できること。</p>  <p style="text-align: center;"> $2m \times 2 \times (3)^{1/2} = 6.93 \approx 7m$ $1.3m \times 2 \times (3)^{1/2} \approx 4.6m$ </p>	<p>対象 外・内</p> <p>合・否 合・否</p> <p>合・否 合・否</p> <p>合・否 合・否</p> <p>合・否 合・否</p> <p>対象 外・内</p> <p>合・否 合・否 合・否 合・否 合・否 合・否</p> <p>対象 外・内 合・否</p> <p>対象 外・内 合・否</p> <p>合・否</p> <p>合・否 2m 1.3m</p>

<p>車路</p> <p>施行令第8条</p> <p>基準法第2条第1号</p> <p>(★数値は、特定自動二輪車専用駐車場の場合適用)</p>	<p>1 自動車が円滑かつ安全に走行することができる車路を設けること。</p> <p>2 幅員は、相互交通は、5.5m以上(★3.5m以上)、一方通行の場合は、3.5m(★2.25m)(ただし、当該車路に接して駐車料金の徴収施設が設けられており、かつ、歩行者の通行の用に供しない箇所にあっては2.75m(★1.75m)以上であること。</p> <p>3 建築物の車路</p> <p>(1) はり下の高さは、2.3m以上であること。(有効高さ)</p> <p>(2) 屈曲部(ターンテーブルが設けられているものを除く。)は、内側半径R=5m以上の内り半径で回転できる構造であること。(軌跡有効注意)</p>  <p>(3) 傾斜部の縦断勾配は、17%を超えないこと。</p> <p>(4) 傾斜部の路面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p>	<p>合・否</p> <p>交互 一通 合・否</p> <p>対象</p> <p>外・内 合・否</p> <p>合・否</p> <p>合・否 合・否</p>																	
<p>車室の高さ</p> <p>施行令第9条</p>	<p>建築物の車室 自動車の駐車の用に供する部分におけるはり下の高さは、2.1m以上確保されていること。(有効高さ)</p> 	<p>対象</p> <p>外・内 合・否</p>																	
<p>避難階段</p> <p>施行令第10条</p>	<p>建築物の階段設置 直接地上へ通ずる出入口のない階には、建築基準法施行令第123条第1項若しくは第2項に規定する避難階段又はこれに代る設備を設ける。</p>	<p>対象</p> <p>外・内 合・否</p>																	
<p>防火区画</p> <p>施行令第11条</p>	<p>建築物の区画 給油所その他火災の危険のある施設を附置する場合、当該施設と路外駐車場とを耐火構造の壁又は特定防火設備によって区画する。</p>	<p>対象</p> <p>外・内 合・否</p>																	
<p>換気装置</p> <p>施行令第12条</p>	<p>建築物の換気 内部の空気を床面積一平方メートルにつき毎時十四立方メートル以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設ける。(車路やスロープ等の部分を含む) ただし、窓その他開口部の換気の有効な部分の面積がその階の床面積の10分の1以上であればよい。(建築基準法とは異なる。)</p>	<p>対象</p> <p>外・内 合・否</p>																	
<p>照明装置</p> <p>施行令第13条</p>	<p>屋内の照度 車路の路面10ルクス以上、駐車部分の床面2ルクス以上の照度を保つのに必要な照明装置を設ける。(建築基準法とは異なる。)</p>	<p>対象</p> <p>外・内 合・否</p>																	
<p>警報装置</p> <p>施行令第14条</p>	<p>建築物の警報装置 自動車の出入及び道路交通の安全を確保するために必要な警報装置を設ける。</p>	<p>対象</p> <p>外・内 合・否</p>																	
<p>特殊の装置</p> <p>施行令第15条</p>	<p>機械式駐車装置等 予想しない特殊な装置がつけられている場合は、国土交通大臣の認定が必要。 ※ この節(第2章第1節構造及び設備の基準)の規定は、その予想しない特置を用いる路外駐車場については、国土交通大臣がその装置がこの節の規定による構造又は設備と同等以上の効力があると認める場合においては、適用しない。</p>	<p>対象</p> <p>外・内 合・否</p>																	
<p>供用時間・駐車料金の明示</p> <p>施行令第17条</p>	<p>明示事項 利用しようとする者の見やすい場所に供用時間及び駐車料金の額を明示すること。</p>	<p>合・否</p>																	
<p>駐車ますの寸法</p> <p>道路構造令解説・運用、他</p>	<p>駐車ますは、奥行5.0m以上、幅2.3m以上の寸法が確保されていること。 駐車ますの大きさ(駐車場設計・施工指針(抜粋))</p> <table border="1" data-bbox="534 1736 837 1848"> <thead> <tr> <th>設計対象車両</th> <th>長さ</th> <th>幅員</th> <th>単位:m</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小型乗用車</td> <td>5.0</td> <td>2.3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>普通乗用車</td> <td>6.0</td> <td>2.5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大型貨物およびバス</td> <td>13.0</td> <td>3.3</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 特定路外駐車場(バリアフリー新法第2条)の場合は、幅3.5m以上</p> <p>※ 附置義務駐車施設(駐車場法第20条及び第20条の2)の場合は、各自治体の条例で規定した寸法とする。</p>	設計対象車両	長さ	幅員	単位:m	小型乗用車	5.0	2.3		普通乗用車	6.0	2.5		大型貨物およびバス	13.0	3.3		<p>合・否</p> <p>車いす使用者 駐車ます 有・無</p> <p>特定路外駐車場対象</p> <p>外・内</p>	
設計対象車両	長さ	幅員	単位:m																
小型乗用車	5.0	2.3																	
普通乗用車	6.0	2.5																	
大型貨物およびバス	13.0	3.3																	

★の数値について(★0.0m)
 自動二輪車(50cc越・特殊自動二輪を含む)駐車場(平成18年11月30日追加改定)
 出口に関して: 自動二輪車専用駐車場出口に限る。(併設の場合は、自動車駐車と出入り口が駒止等で分離されていること。)
 車路に関して: 自動二輪車専用駐車場に限る。